

洲崎神社ハ舊記一切無之、偶延喜式一本ニ、后神天比乃理刀咩命神社大元名ト見エ候得共印行一本ニハ洲ノ神ニ作レリ、旁確證無之候條、洲宮之方、式社ニ判定、及指令候處、爾後地勢ヲ探索シ、古書ヲ考究ニ及候ニ、洲宮神社ハ海岸ニ隔リテ、洲ノ神或ハ洲ノ崎神ト可稱地ニアラズ、且東鑑治承五年二月十日條下知狀ニ、須宮神官トアルハ、即今ノ洲崎神社ナレバ、所謂洲神タルコト明白也、然レバ今ノ洲宮神社ハ、舊記等ヲ存スト雖モ、元洲崎神社ヲ移シ祀レル者ニシテ、洲崎神社ハ、多年佛徒ノ奉祀トナリ、且中古既ニ八幡トサヘ誤來リ、舊記舊說並祭典故事等、皆亡失シ、今ニ存スル者ナシト雖モ、其式社タル義、明白ニ候條、本年四月中更ニ改正、洲崎神社ヲ以テ、延喜式内后神天比乃理刀咩命神社ト相定候儀ニ付、此旨可相心得事、

明治六年五月十九日

教 部 省

とあり、然れども尙未だ明確ならざる所あれば、未だ以て該問題を解決し畢れりと爲すこと能はざるべし、吾人は寧ろ金丸家系に左祖し、二殿一社説に従ふを穩なりとす、家系に云く、

〔安房郡洲宮村字魚尾山鎮座、洲宮后神社、後稱洲宮明神、使其奥殿曰ニ之宮、亦洲崎村字手洗山在洲崎明神、使此拜殿曰一之宮、故稱地名手洗山、此兩社天比理刀咩命、延喜式内大社也。〕

と、政府亦是に意あるか、教部省達を以て、洲宮を式社に非ずとし、洲崎を式社とするの理由を公表して後、僅一句にして、當社を以て洲崎神社と共に縣社に列せり。

境内神社 子安神社 神明社 日枝神社

例 祭 日 八月十一日

神饌幣帛料供進 明治三十年十二月廿五日
指定年月日 告示第二百五十九號

會計法適用 明治四十一年十月廿三日
指定年月日 告示第三百十四號

氏子戸數 七十二戸
崇敬者員數

○千葉縣上總國君津郡根形村大字飯富

縣 社

飽 富 神 社

祭 神 倉 稻 魂 命

相 殿 大 己 貴 命 少 彥 名 命

創建は傳云ふ、綏靖天皇元年四月朔日なりと、三代實錄に陽成天皇元慶元年五月丁巳、從五位上勳五等より正五位下、同八年七月癸酉更に正五位上を授けられたる、趣見ゆ、延喜の制式内の小社に列せらる、朱雀天皇天慶二年、平將門叛亂の時、勅使下向せられ、朝敵降伏の祈願を修し、太刀一振を納めらる、其の太刀今尙藏す、○明細帳、上當社は古來著名の神社にして、其名山槐記等にも見え、元慶元年天下大旱に際し、祈雨の勅願ありと傳へらる、社殿は元祿四年再建の事あり、古來當村及下新田、有吉、井尻、曾根、奈良輪、神納、藏波、八ヶ村の鎮守たり、維新以前は別當を神宮寺と稱し、眞言宗たり、明治六年二月廿七日、郷社に列し、次いで、同年五月卅日更に縣社に昇格す。

社殿は本殿、拜殿、幣殿、其他神饌所等あり、境内は二千六十三坪、官有地第一種、此神往古より松樹を忌むと稱し、地に一株の松樹なし、古檜老杉陰々天に接して鬱生す、南望すれば房總の諸山遠く雲煙漂渺の間に起